

令和6年度から国民健康保険税の税率が変わります

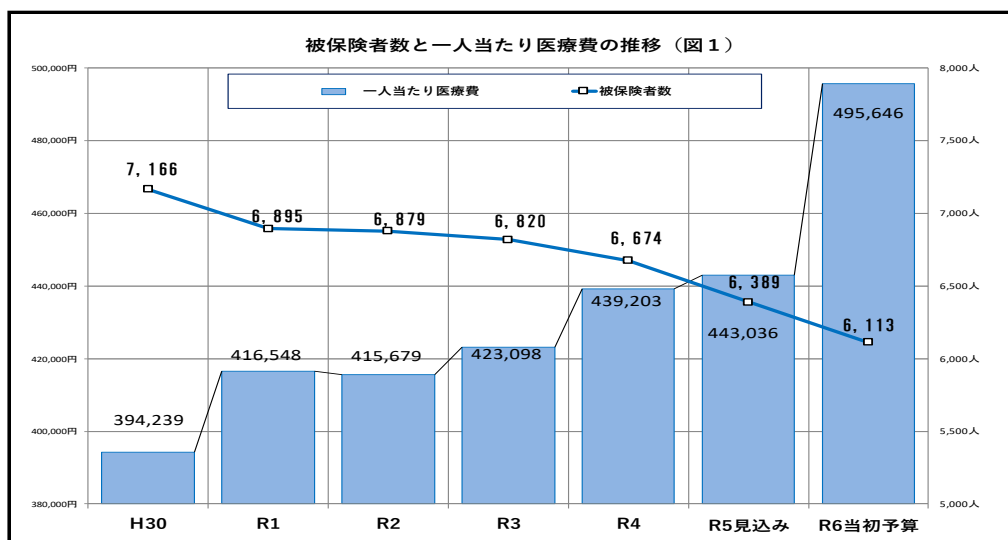
令和6年4月

角田市市民福祉部市民課保険年金係 ☎0224-63-2117

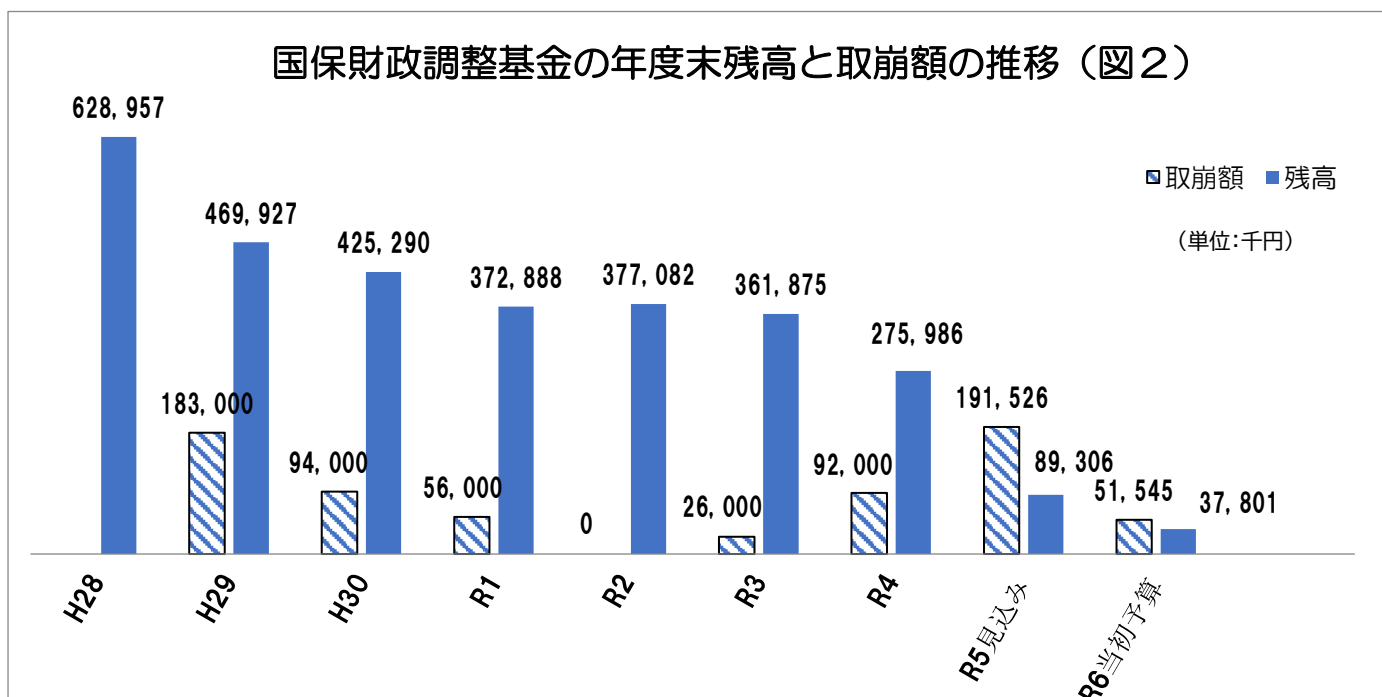
総務部税務課保険税係 ☎0224-63-2114

(1) 本市の国民健康保険の現状について

本市の国民健康保険（以下、「国保」）の現状は、被保険者数は減少しておりますが、被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たり医療費が年々増加しております（図1）。



本市では、国保税率を平成22年度に引き上げ、平成28年度と平成29年度の2か年にわたり引き下げる改正をおこなって以降、税率を引き上げず据え置いてきました。不足額については、毎年財政調整基金（国保の貯金）で補填しており、平成30年度の残高は、約4億3千万円ありましたが、年々減少してまいりました。令和6年度の国保の予算（1年間のお金の計画）においても約5千2百万円を補填しているため、残高は約3千8百万円となり、令和6年度予算で補填する額よりも少なくなる見込みです（図2）。



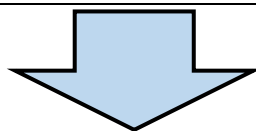
(2) 改正後の税率について(年間保険税額は7月に決定します)

被保険者の減少、医療の高度化により一人当たり医療費の増加等により市町村が負担する国民健康保険事業費納付金が大きくなっております。国保財政のひっ迫する状況をふまえ、令和6年度は、宮城県が示した角田市標準保険料率を採用し、下記のとおり改正することとなりました。国保財政の厳しい状況をご理解いただき、加入者の皆様が安心して医療を受けられるよう、ご協力をお願いいたします。

改正前

賦課区分	課税の基礎	令和5年度 税率(年間)		
		① 医療分	② 支援金分	③ 介護分 (40~64歳のみ)
所得割	加入者の基準総所得金額×	6.3%	2.4%	1.9%
均等割	加入者1人当たり	20,000円	8,000円	7,500円
平等割	1世帯当たり	15,000円	5,000円	4,000円
課税限度額(世帯合計)		650,000円	220,000円	170,000円

軽減基準所得金額(令和5年度)	軽減割合	未就学児の均等割軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割減額	8.5割減額
43万円+国保加入者数×29万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割減額	7.5割減額
43万円+国保加入者数×53.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割減額	6割減額
上記の基準に当てはまらない	なし	5割減額



改正後

※宮城県が示した令和6年度の角田市標準保険料率を採用

賦課区分	課税の基礎	令和6年度 税率(年間)		
		① 医療分	② 支援金分	③ 介護分 (40~64歳のみ)
所得割	加入者の基準総所得金額×	8.1%	3.3%	2.7%
均等割	加入者1人当たり	27,300円	11,000円	10,600円
平等割	1世帯当たり	18,600円	7,500円	5,600円
課税限度額(世帯合計)		650,000円	240,000円	170,000円

軽減基準所得金額(令和6年度)	軽減割合	未就学児の均等割軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割減額	8.5割減額
43万円+国保加入者数×29.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割減額	7.5割減額
43万円+国保加入者数×54.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割減額	6割減額
上記の基準に当てはまらない	なし	5割減額

※「基準総所得金額」とは、加入者一人当たりの前年中所得額から基礎控除額(最大43万円)を差し引いたものです。

※「軽減基準所得金額」とは、世帯主(国保に加入を問わない)と国保加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額等の合算額(譲渡や株式などの分離課税所得を含む)のことで。

※令和6年度の年間保険税額は、7月に送付する納税通知書でご確認ください。